

被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析業務委託仕様書

第1 事業名称

被保護者健康管理支援事業に向けた調査・分析事業

第2 事業目的

宮崎県の所管する各郡部福祉事務所（以下、「各福祉事務所」と言う。）において生活保護を受給している者（以下、「被保護者」と言う。）に係るレセプトデータ及び被保護者の情報（以下、「レセプトデータ等」と言う。）をもとに現状の医療情報を調査・分析し、医療扶助適正化の課題とともに被保護者の健康課題を把握するものとする。

また、被保護者を健康課題ごとにその抱えるリスク（潜在的・将来的医療ニーズの大小など）に応じて階層化し、各福祉事務所が上記課題に基づいた事業方針を策定するために、健康指導等対象者リストを作成するものとする。もって、被保護者健康管理支援事業の実施、ひいては被保護者の健康増進や自立の助長に資するものとする。

第3 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

第4 分析対象

平成31年4月1日時点で満40歳以上の各福祉事務所の被保護者にかかる
平成30年11月診療分から令和元年10月診療分のレセプトデータ等

第5 業務内容

1 レセプト等の調査・分析業務

受注者は発注者が提供する各福祉事務所ごとのレセプトデータ等により次の調査・分析等を行うものとする。

(1) レセプトデータによる指導対象者群分析

レセプトデータを分析し、生活習慣病に係るレセプトの有無を判定し、被保護者のグループ化を行い分析すること。またそれぞれのグループの一人当たりの医療費、人数を算出すること。

(2) 糖尿病性腎症重症化予防に係る分析

糖尿病患者については、腎症の悪化等重症化を阻止・遅延させることを目的とし、糖尿病の病期階層化を行うとともに、費用対効果の高い層から順に指導対象者を層別化すること。また、糖尿病の病期階層化は、対象を健康診査の検査結果のある被保護者だけに限定せず、より多くの被保護者を対象とするために、レセプトを分析し、傷病名や診療行為・投薬の状況から判断して行うことで、健康診査の未受診者からも対象者を抽出すること。また、人工透析患者が含まれた場合は、血液透析だけではなく、腹膜透析も含めた分析による医療費、人数を算出すること。

(3) 受診行動適正化に係る分析

重複受診、頻回受診、重複服薬の患者について、その要因となる疾病や薬剤、患者数を分析すること。また、被保護者健康管理支援事業の効果的な実施のために、患者の個々の状態（分析期間における診療履歴）を分析し、費用対効果の高い層から順に対象者を層別化すること。

(4) 指定難病に係る分析

指定難病に該当する傷病名が記載されているレセプトの医療費について分析する。

(5) 基礎統計

被保護者数、レセプト件数、医療費、患者数等について医療費の全体像を明確にする。

(6) 疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類（121 分類）」ごとの医療費・レセプト件数・患者数の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾患構成を明確にする。

2 対象者リストの作成

受注者は発注者が提供するレセプト等を基に必要な分析・解析を行い、次の資料を作成する。

また、このリストについては、発注者が加工可能な表形式のデータ（EXCEL等）で提供するものとする。

(1) 受診行動適正化リスト

受診行動適正化リストは、重複受診者、頻回受診者、重複服薬者について以下の項目を含めてリスト化すること。また、同一人が重複受診、頻回受診、重複服

薬に該当する場合は、同一リスト中に並べて記載すること。

ア 重複受診者リスト

重複受診者リストは、同一月内に同一傷病で2つ以上の医療機関を受診している対象者についてリストを作成する。

なお、対象者が、がん、精神疾患(認知症含む)、難病、人工透析での治療の有無を記載すること。

イ 頻回受診者リスト

頻回受診者リストは、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している者を抽出し、そのうち、対象月の通院日数と対象月の前月及び前々月の通院日数の合計が40日以上になる対象者についてリストを作成する。

なお、対象者が、がん、精神疾患(認知症含む)、難病、人工透析での治療の有無を記載すること。

ウ 重複服薬者リスト

重複服薬者リストは、複数の医療機関・薬局から同系医薬品の投与日数合計が60日を超える処方されている対象者についてリストを作成する。

なお、対象者が、がん、精神疾患(認知症含む)、難病、人工透析での治療の有無を記載すること。また重複服薬が向精神薬に該当する場合も同様に有無を記載すること。さらに、重複服薬となっている薬剤名を被保護者別診療年月毎に明細を示すこと。

(2) 健康診断受診勧奨リスト

発注者が指示するレセプトにより、現在生活習慣病による治療を行っていない対象者を選定しリストを作成すること。

なお、生活習慣病に紐づく医療費については、生活習慣病の治療に分類される医療費(投薬含む)のみを表示すること。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防リスト

発注者が指示するレセプトにより、適切な指導対象者を把握するため、糖尿病に起因する腎臓病患者以外を除外する。次に、糖尿病患者であるが生活習慣を起因としていない糖尿病患者や、指導対象として適切でない患者(透析患者、腎臓

移植した可能性がある患者、既に生活保護受給資格のない者)を除外する。このように、生活習慣起因の糖尿病または腎症と考えられる患者を選定しリストを作成する。

なお、対象者が、がん、精神疾患、難病、認知症での治療の有無を記載すること。

(4) 指定難病対象者リスト

発注者が指示するレセプトにより、該当のある指定難病ごとに対象者のリストを作成する。

なお、対象者が、がん、精神疾患、難病、認知症での治療の有無を記載すること。

3 レセプト等の分析及び対象者リストの作成における要件

受注者は、上記第5の業務内容を行うに当たり、以下の要件を満たす必要がある。

(1) レセプト等の分析における要件

ア レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を3%未満とし、精度の高いデータベースにすること。

イ レセプトに記載された全ての傷病名と診療行為(薬剤、検査、手術、処置、指導料等)を正しく結び付け、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名毎の医療費の算出が可能な精度の高いデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。

(2) 対象者リストの作成における要件

対象者リストの作成に当たっては、ケースワーカー等が行う指導等において、指導対象者として不適切な対象者が混入する等の瑕疵がないよう、レセプトに記載の処置、処方、検査等を元に患者の医療の状況を把握し、対象者の抽出を行うこと。

4 被保護者向けPRツールの作成

受注者は、被保護者に向けて被保護者健康管理支援事業の周知を図るために効果的なPRツール(チラシ等)を、発注者が容易に加筆修正できる形式で作成すること。

なお、健康診断受診や病院受診への啓発を含む内容とすること。

第6 作業スケジュールおよび成果物

受注者は、第4 業務内容のレセプト等の調査・分析を行い、以下の成果物を令和2年3月31日までに納品するものとする。

また、成果物の納品前に、納品予定の成果物について発注者に説明すること。

なお、提出媒体は電子及び紙のそれぞれ一式とする。

1 レセプト等の調査・分析

調査分析した結果をまとめた冊（全体版） 1部

調査分析した結果をまとめた冊（各W0版） 各1部

2 対象者リスト

各仕様における対象者リスト（EXCEL等） 一式

3 被保護者向けPRツール

A4サイズ両面の電子データ（EXCEL等） 一式

第6 提供するデータ

1 生活保護受給者レセプトデータ

平成30年11月から令和元年10月診療分（12ヶ月分／1回）

2 被保護者データ及び医療券情報

1のレセプトデータ期間中の被保護者情報及び医療券発行情報

第7 その他

この仕様に定めのない事項については、発注者・受注者協議の上業務を行うものとする。